

木造住宅の所有者の皆さまへ

木造でない場合はB面をご覧ください。

※このチラシは、制度周知のために作成しましたが、建築年月や、構造等によって対象とならない建物もございますので、対象の可否については、区にご相談していただきますようお願いいたします。

杉並区は、住まいの耐震化のお手伝いをしています

対象建物

- ① 昭和56年5月以前に建築された建物
- ② 昭和56年6月～平成12年5月に建築された住宅

STEP 1

簡易診断

診断士を無料で派遣します

木造耐震診断士を自宅まで派遣し、建物の耐震性を大まかに評価します。建物が地震に対して有利・不利である箇所のアドバイスや簡単な平面図の作成等を行います。



STEP 2

精密診断

ご自宅の耐震性を診断します

区に登録している診断士が、設計図の確認や現地調査をし、耐震性について構造計算を行います。

区では、精密診断費用のうち最大11万円の助成を行っています。ご自宅の延べ面積が100㎡程度の場合、おおむね5万円程度の負担で精密診断を行うことができます。



STEP 3

耐震改修

耐震改修工事に対し助成します

精密診断の結果、耐震性が不足している場合、耐震改修工事について助成を受けることができます。

区では、耐震改修費用のうち最大100万円の助成を行っています。



インターネットによる申し込みも可能です。

詳細は、下記二次元コード・URLの制度案内ページをご確認ください。

① 昭和56年5月以前に建築された建物

② 昭和56年6月～平成12年5月に建築された住宅



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/sumai/taishin/1004989.html>



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/sumai/taishin/1004990.html>

建築年月が「②昭和56年6月～平成12年5月」の場合、対象者・対象建物に別途要件があります。詳しくは以下担当までお問い合わせください。

- ✔ 耐震無料相談会を毎月1回開催しています。詳しくは、広報・HPをご確認ください。
- ✔ ご希望でしたら、職員がご自宅まで助成制度の説明に伺います。

鉄骨造や鉄筋コンクリート造など 木造以外の建物の所有者の皆さまへ

木造である場合は A 面をご覧ください。

杉並区は、建物の耐震化のお手伝いをしています

対象建物

昭和56年5月以前に建築された建物

STEP 1

アドバイザー 派遣

まずはご相談から

耐震等に関する専門家を無料で派遣します。建物用途や耐震化の取り組み状況に応じて、最大10回のアドバイスを受けることができます。

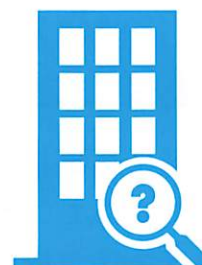


STEP 2

簡易診断

診断士を無料で派遣できます

マンション等や特定の建物についてはアドバイザー派遣の結果、耐震診断が必要であると判定された場合、建物の耐震性を大まかに評価します。



STEP 3

精密診断

建物の耐震診断費を助成します

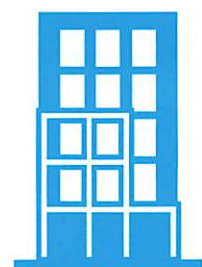
診断士が、設計図の確認や現地調査をし、耐震性について構造計算をする際にかかる費用の一部を助成します。

STEP 4

補強設計 耐震改修

補強設計・耐震改修工事に対し 助成します

精密診断の結果、耐震性が不足している場合、補強設計や耐震改修工事についてかかる費用の一部を助成をします。建物の用途などにより助成金額が異なるため、詳しくは以下担当までお問い合わせください。



詳細は、下記二次元コード・URLの制度案内ページをご確認ください。

マンション・ビルなど 木造以外の建物の耐震化支援



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/sumai/talshin/1004993.html>

ページ内の派遣申込書でアドバイザー派遣のお申し込みをさせていただきます。

- ☑ 耐震無料相談会を毎月1回開催しています。詳しくは、広報・HPをご確認ください。
- ☑ ご希望でしたら、職員がご自宅まで助成制度の説明に伺います。